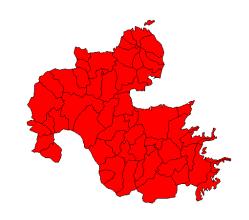
大分県児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名: 大分県

大分県 申請主体名:

区域の範囲: 大分県の全域



特区の概要:

身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達 支援センターにおいて、給食を提供する場合は自施設内調理によ ることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の 設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達 支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁 となっている。

給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入 することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人 的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進 にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

の特例措置:



こども発達支援センターなごみ園の外観



施設における食育の一場面(おやつ作り)